

第149号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行  
（令和6年度情報システムの標準化・共通化に係るPMO運営支援業務委託 一式） . . . . . 2
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行  
（戸塚区品濃町最終処分場ほう素除去業務委託 一式） . . . . . 5
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 . . . . . 8

# 調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和5年12月12日

契約事務受任者 横浜市デジタル統括本部長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
令和6年度情報システムの標準化・共通化に係るPMO運営支援業務委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
横浜市デジタル統括本部住民情報基盤課（横浜市役所）ほか（詳細は、提案書作成要領による）

## 2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務（316）のF：システム調査・企画」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託者を特定する期日前に登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 令和5年12月22日（金）から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 政令指定都市において、標準化移行支援業務（調達又はPMO運営支援）を受託した実績があること。  
※「標準化移行支援」とは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第二条第1項の「標準化対象事務」に係る業務システムの一部又は全部について、同法第八条第1項の標準化基準に適合するシステムに移行するため、システム調達仕様策定又はシステム移行までのプロジェクト運営を支援する業務をいう。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
令和5年12月22日（金）午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）  
横浜市デジタル統括本部住民情報基盤課  
電子メール [di-standardization@city.yokohama.lg.jp](mailto:di-standardization@city.yokohama.lg.jp)  
※電子メール送付後、電話にて到達確認を行うこと。  
電話 045(671)4767
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局契約第二課（横浜市役所11階）  
電話 045(671)2186
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市デジタル統括本部住民情報基盤課（横浜市役所26階）  
電話 045(671)4767

## 4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

## 5 提案書に必要な書類を示す場所等

横浜市ホームページの各区局発注（デジタル統括本部）よりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/digital/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

## (1) 貸出期間

公告日から令和6年1月12日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

## (2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市デジタル統括本部住民情報基盤課（横浜市役所26階）

電話 045(671)4767

## 6 提案書の提出場所及び提出期限

## (1) 提出期限

令和6年1月22日（月）午後5時（提案書締切）

## (2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

## (3) 提出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所26階

横浜市デジタル統括本部住民情報基盤課

西川、金子 電話 045(671)4767

## 7 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書
- (3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書
- (4) 第6項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書

## 8 受託候補者の特定

## (1) 提案内容に関するヒアリング（必要に応じて実施）

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

## (2) プロポーザルの特定方法

「令和6年度情報システムの標準化・共通化に係るPMO運営支援業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。

## 9 その他

## (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## (2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

## (3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

## (4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

## (5) 契約の条件

この契約は令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決された

上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(6) 詳細は、提案書作成要領による。

10 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Support for development of migration plan and operation of project management office of unification/standardization of systems in FY2024.
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 22 December, 2023 (Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 22 January, 2024 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Resident Information Infrastructure Division, Digital Government Headquarters, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-4767

特定調達契約に係る一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。  
令和5年12月12日

契約事務受任者 横浜市資源循環局長

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
戸塚区品濃町最終処分場ほう素除去業務委託 一式
- (2) 業務内容  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
戸塚区品濃町最終処分場（戸塚区品濃町1622-2番地ほか）
- (5) 入札方法  
この入札は、概算数量の総価により行う。

#### 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「その他の委託等」に登録が認められている者であること。
- (3) 令和5年12月25日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 当該業務又は最終処分場などの水処理施設やその他排水処理施設におけるほう素吸着塔を用いた汚染物質の除去業務の実績を有する者であること。

#### 3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登録手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
令和5年12月25日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
入札説明書による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（横浜市庁舎23階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）  
電話 045(671)2186（直通）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（横浜市庁舎23階）  
法木 電話 045(671)2515（直通）

#### 4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

#### 5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から開札日まで関

覧に供する。

## 6 入札説明書等の交付方法等

横浜市ホームページよりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/shigen/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

### (1) 貸出期間

公告日から令和6年1月18日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

### (2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（横浜市庁舎23階）

電話 045(671)2515（直通）

## 7 入札及び開札

### (1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

#### ア 持参による入札書の提出

##### (ア) 入札日時

令和6年2月9日午前10時

##### (イ) 入札場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎23階 共用会議室23-S4

#### イ 郵送による入札書の提出

令和6年2月8日午後5時までに第3項第3号に掲げる局課に必着のこと。

### (2) 開札予定日時

令和6年2月9日午前10時

## 8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

### (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

### (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

### (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

### (4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

## 9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

## 11 契約金の支払方法

### (1) 前金払

行わない。

### (2) 契約金の支払方法

設計図書に定める部分払の基準により、部分検査終了後、請求に基づき支払う。

## 12 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約書作成の要否

要する。

### (3) 契約の条件

この契約は、令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

### (4) 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Subject matter of the contract: The outsourcing of a boron removal at the final disposal site in Shinano-cho, Totsuka-ku
- (2) Deadline for the tender: 10:00 a.m. 9 February, 2024 (Japan Standard Time)  
\*For details, see the description of the tender
- (3) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (4) Contact point for the notice: Business Waste Management Division, Resources and Waste Recycling Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005,  
TEL 045-671-2515

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和5年12月12日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	検針及びメーター管理用スマートデバイスの更新に伴う環境構築等業務委託一式	水道局経営部経理課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年11月21日	富士通Japan株式会社 神奈川公共ビジネス部 西区高島1丁目1番2号	63,917,040	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	水道局長